

保育代について

【内容】

同一世帯から 2 人以上の児童が保育を受けている場合は、2 人目から半額等の割引がありますが、一緒に入所した場合のみの割引ではなく第 2 子から 3 割、第 3 子から 5 割の割引というような制度は不可能なのでしょうか？保育所を卒園し、小学校に行っても子育てにはお金がかかります。簡単に 2 人目から半額というのではなくて第何子なのかというのを基準に考えていただけないのでしょうか？実際に保育所に通っている保護者に保育代についてアンケートを実施するなど、払う側の声も聞いていただきたいと思います。

【回答】

保育所を運営するための経費については、児童の年齢に応じて保育に要する費用が保育単価として国により定められていますので、国・県・市の負担金及び保護者の方の保育料を財源として、運営を行なっています。保護者の方に負担いただきます保育料は、国は徴収基準として、児童の年齢とその属する世帯の課税状況に応じて階層分けをして基準額を定めるとともに、同時に複数児童が保育所に通園する場合の保育料負担が過重になるのを軽減するため、2 人目については半額、3 人目については 10 分の 1 という減額措置が定められています。市町村の保育料は、前記のように、国が定めた徴収基準額をもとに、それぞれ独自に定めております。本市におきましても、徴収基準をもとにしながらも、保護者の皆様の一層の負担軽減のため、総額で 16%程度の軽減となるように保育料表を調整しています。なお、この 16%軽減額は平成 18 年度予算で約 5,400 万円、児童 1 人当たり 3 万 4 千円に相当する金額が市的一般財源により賄われていることになります。ご提案いただきました世帯内児童を通算した保育料の軽減制度につきましては、先の徴収基準と異なることとなります。仮に、単独の制度として実施するとした場合には、市が独自の財源を用意することが必要となります。しかし、乳幼児医療などの各種子育て支援策をはじめ、市が行なう各種の事業を実施するための財源を確保するためには、現行の保育料による収入総額を引き下げるることは困難ですので、各階層における保育料の設定額を現行から相当程度引き上げる必要が出てくることとなります。例として、第 1 子にかかる保育料で第 2 子以降の保育料軽減相当額を賄うことが想定されます。この場合、2 人以上の児童を同時に保育所に通園させる保育料が現行体系より高くなることも考えられ、保育料軽減に対する制度本来の主旨に反する恐れがあります。保育所は、児童福祉法第 39 条に定められる児童福祉施設であり、保護

者の方から委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設ですので、保護者の方の費用負担は応能負担が原則とされています。子育て支援の視点からは、可能な限り保育料の軽減化を図ることが望ましいと考えているところですが、一定の制度及び限られた財源の中での取組としましては、現行制度についてご理解願います。なお、平成 19 年度保育料については、現在、国の徴収基準が多子世帯の保育料体系を見直す方向で検討されているところです。また、田辺市の独自の制度としまして、同時に保育所に通園する児童の 3 人目の保育料の無料化を検討しているところです。

※なお、平成 19 年 4 月 1 日から制度改正により、同一世帯から 2 人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園に入所している場合には、児童のうち年長者（2 人以上いる場合はそのうちの 1 人とする。）にかかる保育料はそのまま、次に年長の児童にかかる保育料は 2 分の 1、それ以外の児童にかかる保育料は無料となっています。詳しくは、子育て推進課のホームページをご覧ください。

<http://www.city.tanabe.lg.jp/kosodatesuishin/index.html>

(担当：子育て推進課)